

## 議案 1

### 令和 2 年度地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について

#### 【要旨】

国の補助メニューである地域公共交通確保維持改善事業の補助を受けるためには、補助対象となる路線について地域内フィーダー系統確保維持計画（以下「計画」という。）を作成し、あらかじめ国土交通大臣から認定を受ける必要があります。また、認定を受けた計画の路線について、ルート等に変更が生じた場合は変更届出書を提出することになっています。

昨年度（令和 2 年 1 月 27 日開催）の地域公共交通会議においてルート変更等を承認いただいた路線について、計画の変更届出書を提出する必要がありますので、別添変更届出書（案）を審議いただきますようお願いいたします。

#### 【補足説明】

- ・昨年度（令和 2 年 1 月 27 日開催）の地域公共交通会議において本来セットで議案とすべきでしたが漏れており、今回の議案上程となりました。今後は計画内容の変更の届出に遺漏がないように努めます。

#### 【用語説明：フィーダーバス】

交通網において、幹線と接続して支線の役割をもって運行される路線バス、ないしその路線をいう。

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 宍粟市  
住 所 宍粟市山崎町中広瀬133番地6  
代表者氏名 市長 福元 晶 三 印

地域内フィーダー系統確保維持計画変更届出書

令和元年9月30日付け国総地第22号で国土交通大臣より認定された地域内フィーダー系統確保維持計画を以下のとおり変更するので、関係書類を添えて届出します。

○ 変更日

令和2年4月1日（申請番号1・4は令和2年4月20日）

○ 変更箇所

- 表1 申請番号(1) 山崎～いちのびあ・皆木～エーガイヤの運行系統、系統キロ程  
申請番号(2) 市役所前～山崎～下宇原1の運行系統、系統キロ程、運行計画数  
申請番号(4) はりま一宮小学校～いちのびあ～福地溪谷の運行系統、系統キロ程

○ 変更理由

- 申請番号(1)、(4) 一宮市民協働センター（いちのびあ）バス停の新設に伴うルート変更のため。  
申請番号(2) 宇原0バス停新設、御名東・御名高下バス停移設に伴うルート変更のため。

※本届出書に、変更する事項を全て記した地域内フィーダー系統確保維持計画を添付すること。

※「変更理由」は、事項ごとに具体的に記述すること。

# 令和2年度運行計画内容の変更

## 《変更前》

申請番号	路線名	運行系統	運行日	運行本数
1	山崎～皆木 ～エーガイ ヤ	山崎～皆木～ エーガイヤ	毎日	平日 7.5往復
				土日祝 2往復
2	戸原線	下宇原1⇄市 役所前	月～金	4往復
3	城下線	下比地⇄山崎	月～金	4往復
4	下三方線	福知浜谷⇄は りま一宮小学 校前	火、金	3往復
5	公文線	JAハリマみか た営業部 ⇄JAハリマみ かた営業部	月、水	3便
6	公文線	JAハリマみか た営業部 ⇄JAハリマみ かた営業部	月、水	3便
7	河原田線	まほろばの湯 ⇄JAハリマみ かた営業部	火、金	3往復
8	千町線	千町終点⇄JA ハリマみかた 営業部	月、水	3往復
9	黒原線	子安地蔵前⇄ JAハリマみか た営業部	火、金	3往復
10	谷今市線	上垣内⇄皆木	火、木	3往復
11	水谷線	皆木⇄ メイプル福祉 センター	月、水、金	3往復
12	戸倉線（飯 見経由）	皆木⇄皆木	月、水、金	2便
13	鷹巣線	エーガイヤち くさ⇄内海口	月、火	3往復
			水、金	
14	鷹巣線	エーガイヤち くさ⇄土井	月、火	3往復
			水、金	
15	奥西山 七野線	倉谷⇄エーガ イヤちくさ	月、火	2往復
			水、金	
16	奥西山 七野線	倉谷口⇄エー ガイヤちくさ	月、火	2往復
			水、金	

## 《変更後》

申請番号	路線名	運行系統	運行日	運行本数
1	山崎～ いちのびあ・ 皆木～ エーガイヤ	山崎～ いちのびあ・ 皆木～ エーガイヤ	毎日	平日7.5往復
				土日祝2往復

※一宮市民協働センター（いちのびあ）バス停の新設に伴い  
ルート変更します。運行本数のうち平日4.5往復、土日祝0.5便  
のみ一宮市民協働センター（いちのびあ）を経由します。

2	戸原線	下宇原1⇄市役 所前	月～金	4.5往復
---	-----	---------------	-----	-------

※宇原0バス停新設、御名東・御名高下バス停移設に伴いルー  
ト変更します。（別紙①参照）  
※市役所前15時30分発増便します。（別紙①参照）

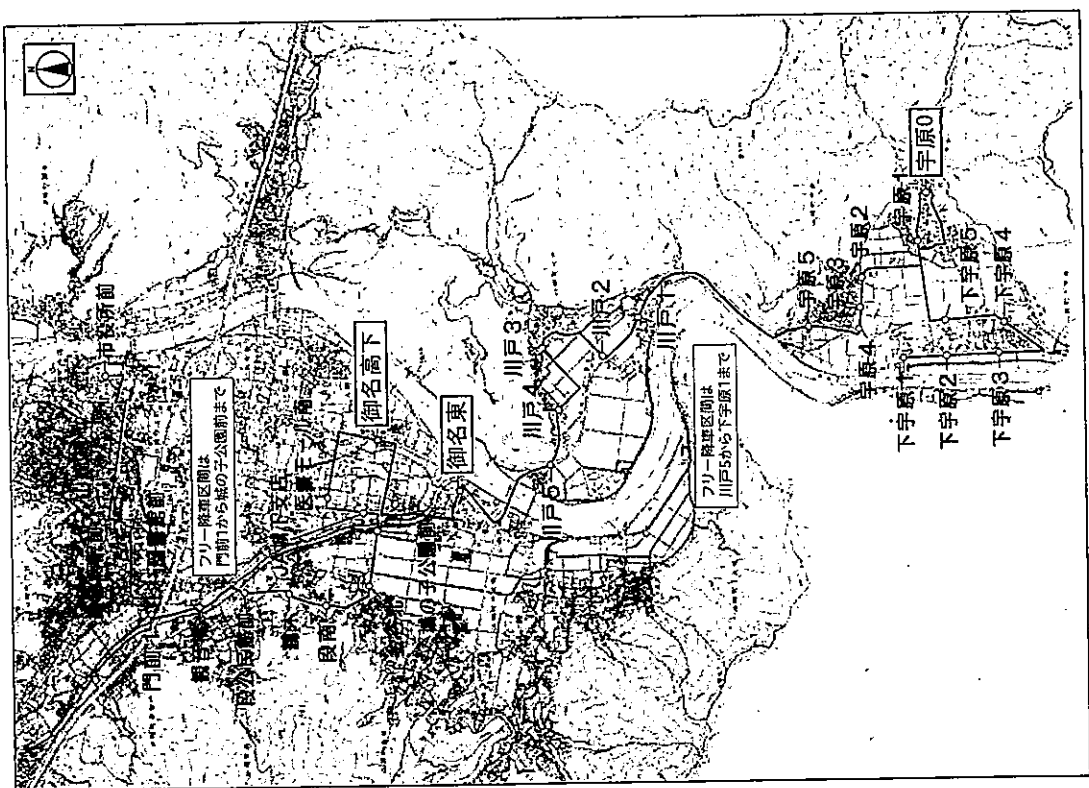
4	下三方線	福知浜谷～いち のびあ～はりま 一宮小学校前	火、金	3往復
---	------	------------------------------	-----	-----

※一宮市民協働センター（いちのびあ）バス停の新設に伴い  
ルート変更します。運行本数のうち1.5往復のみ一宮市民協働  
センター（いちのびあ）を経由します。

運行日 月～金曜日

市役所前15時30分発増便

下宇原 → 山崎		山崎 → 下宇原	
下宇原1	8:18 10:28 14:28 16:28	市役所前	9:30 11:30 13:50 15:30 17:10
下宇原2	8:18 10:28 14:28 16:28	山崎	9:36 11:36 13:56 15:36 17:16
下宇原3	8:19 10:29 14:29 16:29	図書館前	9:39 11:39 13:59 15:39 17:19
下宇原4	8:20 10:30 14:30 16:30	総合病院前	9:40 11:40 14:00 15:40 17:20
下宇原5	8:21 10:31 14:31 16:31	門前1	9:41 11:41 14:01 15:41 17:21
宇原0	8:22 10:32 14:32 16:32	観音橋	9:42 11:42 14:02 15:42 17:22
宇原1	8:23 10:33 14:33 16:33	段公民館前	9:42 11:42 14:02 15:42 17:22
宇原2	8:24 10:34 14:34 16:34	榎木	9:43 11:43 14:03 15:43 17:23
宇原3	8:24 10:34 14:34 16:34	段南	9:43 11:43 14:03 15:43 17:23
宇原4	8:24 10:34 14:34 16:34	金谷北	9:44 11:44 14:04 15:44 17:24
宇原5	8:25 10:35 14:35 16:35	城の子公園前	9:44 11:44 14:04 15:44 17:24
川戸1	8:28 10:38 14:38 16:38	J A城下支店	9:45 11:45 14:05 15:45 17:25
川戸2	8:28 10:38 14:38 16:38	医療モール南	9:46 11:46 14:06 15:46 17:26
川戸3	8:29 10:39 14:39 16:39	御名高下	9:47 11:47 14:07 15:47 17:27
川戸4	8:30 10:40 14:40 16:40	御名東	9:49 11:49 14:09 15:49 17:29
川戸5	8:31 10:41 14:41 16:41	川戸5	9:51 11:51 14:11 15:51 17:31
御名東	8:34 10:44 14:44 16:44	川戸4	9:52 11:52 14:12 15:52 17:32
御名高下	8:35 10:45 14:45 16:45	川戸3	9:54 11:54 14:14 15:54 17:34
医療モール南	8:37 10:47 14:47 16:47	川戸2	9:54 11:54 14:14 15:54 17:34
J A城下支店	8:38 10:48 14:48 16:48	川戸1	9:55 11:55 14:15 15:55 17:35
城の子公園前	8:38 10:48 14:48 16:48	宇原5	9:57 11:57 14:17 15:57 17:37
金谷北	8:39 10:49 14:49 16:49	宇原4	9:58 11:58 14:18 15:58 17:38
段南	8:39 10:49 14:49 16:49	宇原3	9:58 11:58 14:18 15:58 17:38
榎木	8:40 10:50 14:50 16:50	宇原2	9:59 11:59 14:19 15:59 17:39
段公民館前	8:40 10:50 14:50 16:50	宇原1	10:00 12:00 14:20 16:00 17:40
観音橋	8:41 10:51 14:51 16:51	宇原0	10:01 12:01 14:21 16:01 17:41
門前1	8:42 10:52 14:52 16:52	下宇原5	10:02 12:02 14:22 16:02 17:42
総合病院前	8:43 10:53 14:53 16:53	下宇原4	10:03 12:03 14:23 16:03 17:43
図書館前	8:44 10:54 14:54 16:54	下宇原3	10:04 12:04 14:24 16:04 17:44
山崎	8:47 10:57 14:57 16:57	下宇原2	10:04 12:04 14:24 16:04 17:44
市役所前	8:53 11:03 15:03 17:03	下宇原1	10:05 12:05 14:25 16:05 17:45



宇原0バス停新設  
御名東・御名高下バス停移設

戸原線

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

R2年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計 画 運 行 日 数	計 画 運 行 回 数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準ロで 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
栗 山 市	株 式 会 社 ウ エ ス ト 神 姫	(1) 山崎～いちのびあ・皆木～エーガイヤちくさ	山崎	いちのびあ・皆木・皆木	エーガイヤちくさ	往 37.7km 復 37.7km	164	2040.5回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統の山崎の停留所と接続	③
		(2) 市役所前～山崎 ～下宇原(10月1日～3月31日)	市役所前	山崎・川戸3	下宇原1	往 32.1km 復 32.1km	128	504.0回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統の山崎の停留所と接続	③
		(3) 市役所前～山崎 ～下宇原(4月1日～9月30日)	市役所前	山崎・川戸3	下宇原1	往 32.2km 復 32.2km	129	580.5回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統の山崎の停留所と接続	③
		(4) 山崎～下比地	山崎	須賀沢1・生野公民館前・鹿野の森	下比地	往 12.5km 復 12.5km	255	1020.0回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統の山崎の停留所と接続	③
		(5) はりまー宮小学校～いちのびあ～須賀沢	はりまー宮小学校前	いちのびあ・須賀沢駅前・須賀沢公民館前	須賀沢駅前	往 15.0km 復 15.0km	102	306.0回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統の曲重の停留所と接続	③
		(6) JAハリマみかた営業部～小原～JAハリマみかた営業部	JAハリマみかた営業部	まほろばの湯・東公文公長院前・小原1	JAハリマみかた営業部	往 27.9km (循環系統)	79	237.0回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統の福野北の停留所と接続	③
		(7) JAハリマみかた営業部～川上神社口～JAハリマみかた営業部	JAハリマみかた営業部	まほろばの湯・東公文公長院前・川上神社口	JAハリマみかた営業部	往 16.6km (循環系統)	24	72.0回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統の福野北の停留所と接続	③
		(8) JAハリマみかた営業部～まほろばの湯	JAハリマみかた営業部	まほろばの湯・高野橋・三方	まほろばの湯	往 9.1km 復 9.1km	102	306.0回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統の福野北の停留所と接続	③
		(9) JAハリマみかた営業部～千町終点	JAハリマみかた営業部	まほろばの湯・東公文公長院前	千町終点	往 11.9km 復 11.5km	103	309.0回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統の福野北の停留所と接続	③
		(10) JAハリマみかた営業部～子安地蔵前	JAハリマみかた営業部	まほろばの湯・上原田・高野橋駅前	子安地蔵前	往 11.8km 復 11.8km	102	306.0回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統の福野北の停留所と接続	③
		(11) 皆木～上垣内	皆木	マイブル福祉センター・皆木	上垣内	往 7.9km 復 7.9km	102	306.0回		路線定期運行	②(1)	地域間交通ネットワークの安賀の停留所と接続	③
		(12) メイブル福祉センター～皆木	メイブル福祉センター	皆木	皆木	往 7.0km 復 7.0km	153	459.0回		路線定期運行	②(1)	地域間交通ネットワークの安賀の停留所と接続	③
		(13) 皆木～飯見橋所北～皆木	皆木	飯見橋所北	皆木	往 3.8km (循環系統)	153	306.0回		路線定期運行	②(1)	地域間交通ネットワークの皆木の停留所と接続	③
		(14) エーガイヤちくさ～内海	エーガイヤちくさ	寺畑・下底風・戸倉	内海	往 16.5km 復 16.5km	157	471.0回		路線定期運行	②(1)	地域間交通ネットワークのエーガイヤちくさの停留所と接続	③
		(15) エーガイヤちくさ～土井	エーガイヤちくさ	寺畑・下底風・戸倉	土井	往 11.7km 復 11.7km	48	144.0回		路線定期運行	②(1)	地域間交通ネットワークのエーガイヤちくさの停留所と接続	③
		(16) エーガイヤちくさ～倉谷	エーガイヤちくさ	千坪・西山・土井・東公民館前	倉谷	往 8.7km 復 8.7km	157	314.0回		路線定期運行	②(1)	地域間交通ネットワークのエーガイヤちくさの停留所と接続	③
		(17) エーガイヤちくさ～倉谷	エーガイヤちくさ	千坪・西山・土井・東公民館前	倉谷	往 8.3km 復 8.3km	48	96.0回		路線定期運行	②(1)	地域間交通ネットワークのエーガイヤちくさの停留所と接続	③

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

## 議案 2

### 令和 3 年度地域内フィーダー系統確保維持計画について

#### 【要旨】

国の補助メニューである地域公共交通確保維持改善事業の補助を受けるためには、補助対象となる路線について地域内フィーダー系統確保維持計画（以下「計画」という。）を作成し、あらかじめ国土交通大臣から認定を受ける必要があります。

計画については、地域公共交通会議で承認されたものを提出することとなっておりますので、別添計画（案）を審議いただきますようお願いいたします。

#### 【補足説明】

- ・事前に計画の認定を受ける必要があるため、今回の計画は令和 3 年度の内容となっております。
- ・バス事業の令和 3 年度は、令和 2 年 10 月から令和 3 年 9 月の間となります。

#### 【送付資料】

- ・宍粟市地域内フィーダー系統確保維持計画（案）

#### 【用語説明：フィーダーバス】

交通網において、幹線と接続して支線の役割をもって運行される路線バス、ないしその路線をいう。

地域内フィーダー系統確保維持計画（案）

令和2年7月 日

宍粟市地域公共交通会議 会長 中村 司

<p>生活交通確保維持改善計画の名称</p>
<p>宍粟市地域内フィーダー系統確保維持計画</p>
<p>1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性</p>
<p>市域が広大で鉄軌道が無い宍粟市の公共交通においては、民間による路線バスが、通勤や通学、通院、買い物など市民の日常生活を支える移動手段として重要な役割を担っています。市民が住んでいる地域でいつまでも安心して暮らせること、元気な高齢者の方が利用できること、また、通勤通学者がマイカー以外の環境にやさしい移動手段として利用できること、さらに市外から観光に訪れる方の移動手段としての利用を目的として本計画を策定します。</p>
<p>2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果</p>
<p>(1) 事業の目標</p>
<p>路線維持の考え方を次のとおりとする。          市外連絡路線（幹線） 平均乗車密度 2人以上の利用者数          市内完結路線（支線） 1便あたりの利用者数 1.5人以上の利用者数          （宍粟市公共交通再編計画 P23 参照）</p>
<p>(2) 事業の効果</p>
<p>①地域住民の通院・買い物等の日常生活を支える移動手段の確保          ②交通空白地域の解消          ③通勤・通学手段の確保          ④定額運賃による利便性の向上          ⑤民間バス路線との連携によるネットワークの構築</p>
<p>3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体</p>
<p>・公共交通のネットワークが一目で分かる公共交通マップの作成（運行事業者）、市内全戸配布（市）          ・利用を促進するため、体験乗車をしようとする市内グループ（概ね3人以上）に対し、1日乗車券を交付する体験乗車推進事業を実施（市）</p>

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者			
(1) 運行系統の概要			
路線分類	路線	サービス水準	車両形態
市外連絡路線 (幹線)	出発地～山崎待合所	現行の運行本数 毎日定期運行 ※土日ダイヤあり	大型車両
市内完結路線 (支線)	出発地～地域の市外連絡路線との接続拠点	1日3～4往復 週1日～週5日 定期運行 ※土日運休	小型車両
(2) 運賃 200円			
(3) 運行予定者 株式会社ウエスト神姫 詳細は表1のとおり			
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者			
市から運行事業者へ、運行経費と運行等収入の差額を支援している			
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称			
(株)ウエスト神姫			
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】			
該当なし			
8. 別表1の補助対象事業の基準ニただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数か3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】			
該当なし			
9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】			
該当なし			
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】			
該当なし			
11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】			
該当なし			
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】			
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」のとおり			



13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
① 車両の代替による費用削減等の内容 該当なし
② 代替車両を活用した利用促進策 該当なし
17. 協議会の開催状況と主な議論
<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 29 年 6 月 28 日（H29 第 1 回）利用促進のための特殊運賃の協議</li> <li>・平成 29 年 8 月 30 日（H29 第 2 回）計画内容、事業内容（フリー降車制）について協議</li> <li>・平成 30 年 1 月 25 日（H29 第 3 回）事業評価の協議</li> <li>・平成 30 年 2 月 28 日（H29 第 4 回）路線の見直し等の協議</li> <li>・平成 30 年 6 月 21 日（H30 第 1 回）フィーダー計画の内容協議</li> <li>・平成 30 年 8 月 2 日（H30 第 2 回）通学利用に合わせたダイヤ改正の協議</li> <li>・平成 30 年 11 月 21 日（H30 第 3 回）交通網再編に係る経過報告</li> <li>・平成 31 年 1 月 25 日（H30 第 4 回）交通網再編の協議</li> <li>・平成 31 年 2 月 15 日（H30 第 5 回）利用促進のための特殊運賃の協議</li> <li>・令和元年 6 月 14 日（R1 第 1 回）フィーダー計画の内容協議</li> <li>・令和 2 年 1 月 27 日（R1 第 2 回）事業評価、新設・移設バス停の協議</li> <li>・令和 2 年 7 月 日（R2 第 1 回）R2 フィーダー計画変更、R3 フィーダー計画の内容協議</li> </ul>

18. 利用者等の意見の反映状況	
<p>会議に住民代表として公募委員のほか、各町連合自治会や老人クラブ連合会、社会福祉協議会より各々1名に参画いただき、利用者等の意見を反映している。</p> <p>また、地域自治会との調整、利用者の意見聴取やバス乗務員へのアンケート調査を実施し見直しの参考にしている。</p>	
19. 協議会メンバーの構成員	
住民の代表	山崎町連合自治会、一宮町連合自治会 波賀町連合自治会、千種町連合自治会 老人クラブ連合会、宍粟市社会福祉協議会 公募委員
学識経験者	兵庫県立大学 教授
バス、タクシー事業者及びそれらが組織する団体の代表	神姫バス(株)、(株)ウエスト神姫 西播磨タクシー協会宍粟支部、(社)兵庫県バス協会
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	(株)ウエスト神姫労働組合
道路管理者	国土交通省、兵庫県

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬 133-6

(所 属) 宍粟市役所まちづくり推進部

市民協働課

(氏 名) 上川 雄生

(電 話) 0790-63-3123

(e-mail) shiminkyodo-ka@city.shiso.lg.jp

## 運行計画

運行計画（運行系統、運行日、運行本数）

申請 番号	路線名	運行系統	運行日	運行本数
1	山崎～いちのびあ・ 皆木～エーガイヤ	山崎～いちのびあ・皆木～エーガイヤ	毎日	平日 7.5 往復 土日祝 2 往復
2	戸原線	下宇原 1⇔市役所前	月～金	4.5 往復
3	城下線	下比地⇔山崎	月～金	4 往復
4	下三方線	福知溪谷～いちのびあ～はりま一宮小学校前	火、金	3 往復
5	河原田線	JAハリマみかた営業部 ⇔まほろばの湯	火、金	3 往復
6	公文線	JAハリマみかた営業部 ⇔JAハリマみかた営業部	月、水	3 便
6-1	公文線	JAハリマみかた営業部 ⇔JAハリマみかた営業部	月、水	3 便
7	千町線	千町終点⇔JAハリマみかた営業部	月、水	3 往復
8	黒原線	子安地蔵前⇔JAハリマみかた営業部	火、金	3 往復
9	谷今市線	上垣内⇔皆木	火、木	3 往復
10	水谷線	皆木⇔メイプル福祉センター	月、水、金	3 往復
11	戸倉線 (飯見経由)	皆木⇔皆木	月、水、金	2 便
12	鷹巣線	エーガイヤちくさ⇔内海口	月、火 水、金	3 往復
12-1	鷹巣線	エーガイヤちくさ⇔土井	月、火 水、金	3 往復
13	奥西山七野線	倉谷⇔エーガイヤちくさ	月、火 水、金	2 往復
13-1	奥西山七野線	倉谷口⇔エーガイヤちくさ	月、火 水、金	2 往復

※1 は 8/13～8/15、12/29～12/31 は土日祝ダイヤ、1/1～1/3 は運休

2～13 は 8/13～8/15、12/30～1/3 は運休

6、12、13 は冬季期間（12/15～3/15）はそれぞれ 6-1、12-1、13-1 で運行

地域内フィーダー系統の配置イメージ

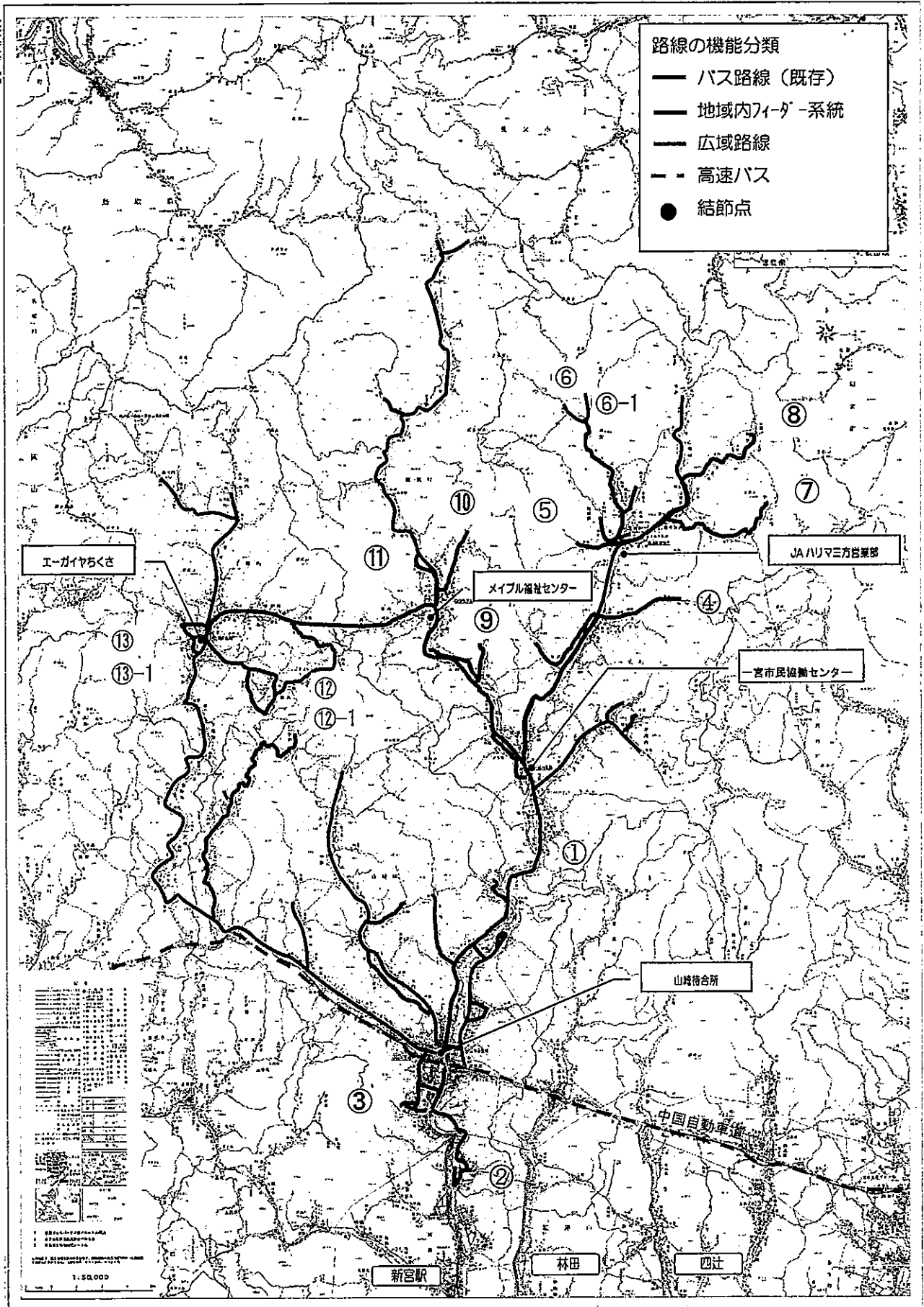


表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

令和3年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
		(1) 山崎～いちのびあ・皆木～エーガヤちくさ	山崎	いちのびあ・皆木 エーガヤちくさ	エーガヤちくさ	往 37.7km 復 37.7km	362	2060.5 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統の山崎の停留所と接続	③
		(2) 市役所前～山崎～下宇原1	市役所前	山崎・川戸3	下宇原1	往 13.2km 復 13.2km	257	1156.5 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統の山崎の停留所と接続	③
		(3) 山崎～下比地	山崎	湯原1・金谷 公園前・五反田 の森	下比地	往 12.5km 復 12.5km	257	1028.0 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統の山崎の停留所と接続	③
		(4) はりまー宮小学校前～いちのびあ～福知深谷	はりまー宮	いちのびあ・宮 小学校前・福知 深谷	福知深谷	往 14.9km 復 14.9km	102	306.0 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統の曲里の停留所と接続	③
		(5) JAハリマみかた営業部～まほろばの湯	JAハリマみかた営業部	まほろばの湯 JAハリマみかた 営業部	まほろばの湯	往 9.1km 復 9.1km	102	306.0 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統の福野北の停留所と接続	③
		(6) JAハリマみかた営業部～小原～JAハリマみかた営業部	JAハリマみかた営業部	小原 JAハリマみかた 営業部	JAハリマみかた営業部	往 27.9km 復 27.9km (循環系統)	78	234.0 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統の福野北の停留所と接続	③
		6-1 JAハリマみかた営業部～小原～JAハリマみかた営業部	JAハリマみかた営業部	小原 JAハリマみかた 営業部	JAハリマみかた営業部	往 16.6km 復 16.6km (循環系統)	25	75.0 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統の福野北の停留所と接続	③
		(7) JAハリマみかた営業部～千町終点	JAハリマみかた営業部	千町終点 JAハリマみかた 営業部	千町終点	往 11.9km 復 11.9km	103	309.0 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統の福野北の停留所と接続	③
		(8) JAハリマみかた営業部～子安地蔵前	JAハリマみかた営業部	子安地蔵前 JAハリマみかた 営業部	子安地蔵前	往 11.8km 復 11.8km	102	306.0 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統の福野北の停留所と接続	③
		(9) 皆木～上垣内	皆木	上垣内 皆木	上垣内	往 7.9km 復 7.9km	104	312.0 回		路線定期運行	②(1)	地域間交通ネットワークで安賀の停留所と接続	③
		(10) メイプル福祉センター～皆木	メイプル福祉センター	皆木 メイプル福祉 センター	皆木	往 7.0km 復 7.0km	153	459.0 回		路線定期運行	②(1)	地域間交通ネットワークで安賀の停留所と接続	③
		(11) 皆木～飯見詰所北～皆木	皆木	飯見詰所北 皆木	皆木	往 3.8km 復 3.8km (循環系統)	153	306.0 回		路線定期運行	②(1)	地域間交通ネットワークで皆木の停留所と接続	③
		(12) エーガイヤちくさ～内海	エーガイヤちくさ	内海 エーガイヤちく さ	内海	往 16.5km 復 16.5km	155	465.0 回		路線定期運行	②(1)	地域間交通ネットワークのエーガイヤちくさ停留所と接続	③
		12-1 エーガイヤちくさ～土井	エーガイヤちくさ	土井 エーガイヤちく さ	土井	往 11.7km 復 11.7km	50	150.0 回		路線定期運行	②(1)	地域間交通ネットワークのエーガイヤちくさ停留所と接続	③
		(13) エーガイヤちくさ～倉谷	エーガイヤちくさ	倉谷 エーガイヤちく さ	倉谷	往 8.7km 復 8.7km	155	310.0 回		路線定期運行	②(1)	地域間交通ネットワークのエーガイヤちくさ停留所と接続	③
		13-1 エーガイヤちくさ～倉谷	エーガイヤちくさ	倉谷 エーガイヤちく さ	倉谷	往 8.3km 復 8.3km	50	100.0 回		路線定期運行	②(1)	地域間交通ネットワークのエーガイヤちくさ停留所と接続	③

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

令和4年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
		(1) 山崎～いちのびあ・皆木～エーガイヤちくさ	山崎	いちのびあ・皆木	エーガイヤちくさ	往 37.7km 復 37.7km	362	2049.5 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統の山崎の停留所と接続	③
		(2) 市役所前～山崎～下字原1	市役所前	山崎・川戸3	下字原1	往 13.2km 復 13.2km	257	1156.5 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統の山崎の停留所と接続	③
		(3) 山崎～下比地	山崎	環状1・土井 公園前・西原 の保	下比地	往 12.5km 復 12.5km	257	1028.0 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統の山崎の停留所と接続	③
		(4) はりま一宮小学校前～いちのびあ～福知溪谷	はりま一宮	いちのびあ・安 定谷駅前・福 知公園前	福知溪谷	往 14.9km 復 14.9km	104	312.0 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統の曲里の停留所と接続	③
		(5) JAハリマみかた営業部～まほろばの湯	JAハリマみかた営業部	東河内真金前・東野津・庄方	まほろばの湯	往 9.1km 復 9.1km	104	312.0 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統の福野北の停留所と接続	③
		(6) JAハリマみかた営業部～小原～JAハリマみかた営業部	JAハリマみかた営業部	まほろばの湯・東河内真金前・小原1	JAハリマみかた営業部 (循環系統)	往 27.9km	77	231.0 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統の福野北の停留所と接続	③
		6-1 JAハリマみかた営業部～小原～JAハリマみかた営業部	JAハリマみかた営業部	まほろばの湯・東河内真金前・川上神社口	JAハリマみかた営業部 (循環系統)	往 16.6km	25	75.0 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統の福野北の停留所と接続	③
		(7) JAハリマみかた営業部～千町終点	JAハリマみかた営業部	まほろばの湯・東河内真金前	千町終点	往 11.9km 復 11.9km	102	306.0 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統の福野北の停留所と接続	③
		(8) JAハリマみかた営業部～子安地蔵前	JAハリマみかた営業部	まほろばの湯・上野田・真津野駅前	子安地蔵前	往 11.8km 復 11.8km	104	312.0 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統の福野北の停留所と接続	③
		(9) 皆木～上垣内	皆木	メイプル福祉センター・水谷公民館前	上垣内	往 7.9km 復 7.9km	103	309.0 回		路線定期運行	②(1)	地域間交通ネットワークで安賀の停留所と接続	③
		(10) メイプル福祉センター～皆木	メイプル福祉センター	東河内真金・水谷公民館前	皆木	往 7.0km 復 7.0km	154	462.0 回		路線定期運行	②(1)	地域間交通ネットワークで安賀の停留所と接続	③
		(11) 皆木～飯見詰所北～皆木	皆木	飯見詰所北	皆木	往 3.8km (循環系統)	154	308.0 回		路線定期運行	②(1)	地域間交通ネットワークで皆木の停留所と接続	③
		(12) エーガイヤちくさ～内海口	エーガイヤちくさ	寺原・下原奥・戸倉・草田	内海口	往 16.5km 復 16.5km	156	468.0 回		路線定期運行	②(1)	地域間交通ネットワークのエーガイヤちくさ停留所と接続	③
		12-1 エーガイヤちくさ～土井	エーガイヤちくさ	寺原・下原奥・西原	土井	往 11.7km 復 11.7km	50	150.0 回		路線定期運行	②(1)	地域間交通ネットワークのエーガイヤちくさ停留所と接続	③
		(13) エーガイヤちくさ～倉谷	エーガイヤちくさ	千住・西山・土井・東の真津野	倉谷	往 8.7km 復 8.7km	156	312.0 回		路線定期運行	②(1)	地域間交通ネットワークのエーガイヤちくさ停留所と接続	③
		13-1 エーガイヤちくさ～倉谷口	エーガイヤちくさ	千住・西山・土井・東の真津野	倉谷口	往 8.3km 復 8.3km	50	100.0 回		路線定期運行	②(1)	地域間交通ネットワークのエーガイヤちくさ停留所と接続	③

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

令和5年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準ロで 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
		(1) 山崎～いちのびあ・皆木～エーガイヤちくさ	山崎	いちのびあ・皆木・東本	エーガイヤちくさ	往 37.7km 復 37.7km	362	2055.0回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統の山崎の停留所と接続	③
		(2) 市役所前～山崎～下宇原1	市役所前	山崎・川戸	下宇原1	往 13.2km 復 13.2km	255	1147.5回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統の山崎の停留所と接続	③
		(3) 山崎～下比地	山崎	鎌倉沢1・金社公民館前・深見の湯	下比地	往 12.5km 復 12.5km	255	1020.0回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統の山崎の停留所と接続	③
		(4) はりま一宮小学校前～いちのびあ～福知深谷	はりま一宮	いちのびあ・福知深谷	福知深谷	往 14.9km 復 14.9km	101	303.0回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統の曲里の停留所と接続	③
		(5) JAハリマみかた営業部～まほろばの湯	JAハリマみかた営業部	まほろばの湯	まほろばの湯	往 9.1km 復 9.1km	101	303.0回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統の福野北の停留所と接続	③
		(6) JAハリマみかた営業部～小原～JAハリマみかた営業部	JAハリマみかた営業部	まほろばの湯・美公文公民館前・小原1	JAハリマみかた営業部	往 27.9km (循環系統)	77	231.0回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統の福野北の停留所と接続	③
		6-1 JAハリマみかた営業部～小原～JAハリマみかた営業部	JAハリマみかた営業部	まほろばの湯・美公文公民館前・川上神社口	JAハリマみかた営業部	往 16.6km (循環系統)	25	75.0回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統の福野北の停留所と接続	③
		(7) JAハリマみかた営業部～千町終点	JAハリマみかた営業部	まほろばの湯・深見公民館前	千町終点	往 11.9km 復 11.9km	102	306.0回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統の福野北の停留所と接続	③
		(8) JAハリマみかた営業部～子安地蔵前	JAハリマみかた営業部	まほろばの湯・上原田・藤原田前	子安地蔵前	往 11.8km 復 11.8km	101	303.0回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統の福野北の停留所と接続	③
		(9) 皆木～上垣内	皆木	マイブル福祉センター・寺町・寺公民館前	上垣内	往 7.9km 復 7.9km	102	306.0回		路線定期運行	②(1)	地域間交通ネットワークで安賀の停留所と接続	③
		(10) マイブル福祉センター～皆木	マイブル福祉センター	深見公民館前・水石公民館前	皆木	往 7.0km 復 7.0km	153	459.0回		路線定期運行	②(1)	地域間交通ネットワークで安賀の停留所と接続	③
		(11) 皆木～飯見結所北～皆木	皆木	飯見結所北	皆木	往 3.8km (循環系統)	153	306.0回		路線定期運行	②(1)	地域間交通ネットワークで皆木の停留所と接続	③
		(12) エーガイヤちくさ～内海	エーガイヤちくさ	寺田・下原・戸倉・寺田	内海	往 16.5km 復 16.5km	154	462.0回		路線定期運行	②(1)	地域間交通ネットワークのエーガイヤちくさ停留所と接続	③
		12-1 エーガイヤちくさ～土井	エーガイヤちくさ	寺田・下原・戸倉	土井	往 11.7km 復 11.7km	49	147.0回		路線定期運行	②(1)	地域間交通ネットワークのエーガイヤちくさ停留所と接続	③
		(13) エーガイヤちくさ～倉谷	エーガイヤちくさ	千井・西山・土井・深公民館前	倉谷	往 8.7km 復 8.7km	154	308.0回		路線定期運行	②(1)	地域間交通ネットワークのエーガイヤちくさ停留所と接続	③
		13-1 エーガイヤちくさ～倉谷	エーガイヤちくさ	千井・西山・土井・深公民館前	倉谷	往 8.3km 復 8.3km	49	98.0回		路線定期運行	②(1)	地域間交通ネットワークのエーガイヤちくさ停留所と接続	③

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	宍粟市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	37,086
交通不便地域	37,086

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
23,034	旧山崎町	山村振興法(一部)、 過疎地域自立促進特別措置法
7,834	旧一宮町	山村振興法(一部)、 過疎地域自立促進特別措置法
3,467	旧波賀町	山村振興法、 過疎地域自立促進特別措置法
2,751	旧千種町	山村振興法、 過疎地域自立促進特別措置法

地域公共交通網形成計画、地域公共交通再編実施計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度

(※参考)

対象人口	算定式	国庫補助上限額
37,086	37,086人×120円+200万円	6,450,000円

(※) 省略可。

協議会において承認を得る必要があるなど、自治体の必要性に応じて記載可。  
なお、記載する場合の適用算定式においては、直近の地域内リーダー系統確保維持費国庫補助金に係る国庫補助上限額の算定式をご活用ください。

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。  
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ロ②(1))に記載のある過疎地域の人口及び交付要綱別表7(ロ②(2))(実施要領の2.(1)④))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図  
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)



## 報告

「しーたんバス ウィズコロナお買い物バス応援企画」  
—ちょっとした買い忘れ・1つからでも最寄りのバス停まで配達します—

### 【説明】

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う外出自粛を支援するため、(株)ウエスト神姫が応援企画を実施されておりますので報告させていただきます。

期 間	令和2年5月18日（月）から受け付け開始～9月末まで
対象バス停	小型バスの染河内川西線・下三方線・河原田線・公文線・千町線・黒原線・戸倉線・谷今市線・水谷線・奥西山七野線・鷹巣線・にあるバス停
利用品目	食品と日用品（生鮮食品や要冷蔵品は除く）
利用できる金額	1回の注文は概ね5,000円程度（10品目まで）
配達日	火曜日～金曜日の毎週4日間
利用方法	運行日の前日15時までに、購入希望品目を山崎営業所へ電話またはFAXで申し込む。
配達時間	しーたんバス運行日の運行時刻に最寄りのバス停で受け渡し
利用料金	200円／1回（現金のみ対応。回数券は使用出来ません。）
買い物店	イオン山崎店
買い物代金	商品と引換えに利用料金200円をプラスした金額

#### 問合せ先

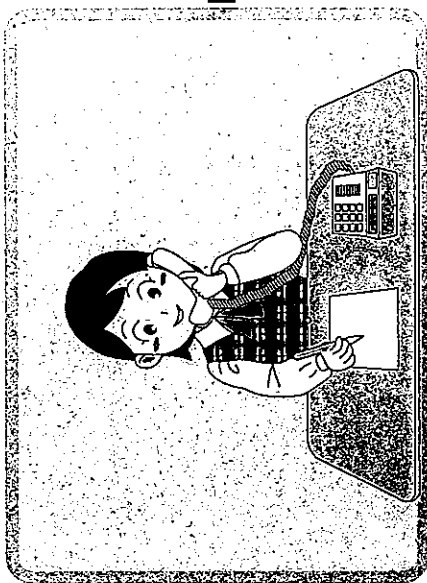
(株)ウエスト神姫山崎営業所

電 話 0790-62-1720

FAX 0790-62-1722

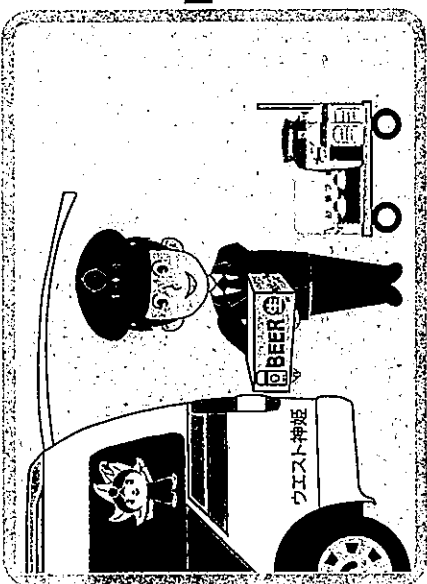
# しーたんバス ウィズコロナお買い物バス応援企画延長

お買い物バス 期間延長します!! 2020年9月末日まで



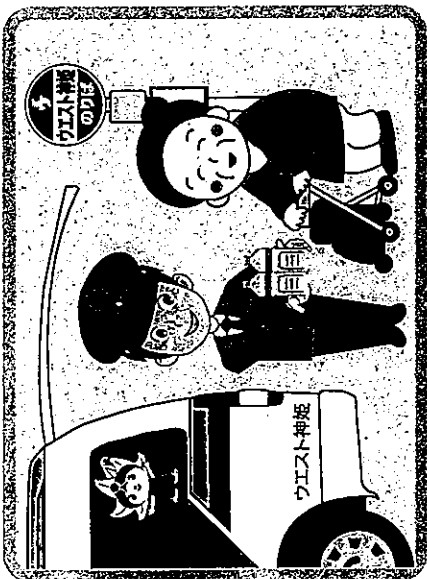
## ① 電話受け付け

前日の15時までに  
ご注文ください  
ご注文はFaxまたはお電話にて



## ② バスに商品を積み込む

しーたんバスに積み込み  
お届けします。  
配達日は火～金曜日に限ります。



## ③ 商品をバス停で手渡しする

最寄りのバス停で品物代金と  
利用料金の200円と引き換えに  
商品をお渡しします。

ご注文の品物は食品（生鮮食品と要冷蔵品  
を除く）と日用品に限ります。  
一度のお買い物代行は10品目まで  
で総額5,000円以内です。

対象路線は

河原田線・公文線・千町線・黒原線・戸倉線  
谷今市線・水谷線・奥西山七野線・鷹巣線に  
加え新たに染河内川西線と下三  
方線も対象路線となりました。

お申し込みは

ウエスト神姫 山崎営業所

Tel:0790(62)1720 Fax:0790(62)1722

